

## 6. 計画の推進

### 6.1 計画の推進体制

#### 6.1.1 庁内推進体制

環境マネジメントシステムにあわせた推進体制を構築します。

#### 6.1.2 市民、事業者、行政のパートナーシップの形成

地球温暖化対策の推進には、すべての主体がそれぞれの役割と責任に応じた取組を行うことはもとより、各主体の連携による取組を推進することやそれぞれの経験や能力に基づく提案を行うことなどが必要です。そのため、次の役割を担う組織として、市民、事業者、学識経験者などから成る四日市市環境フォーラムを立ち上げます。

- 地球温暖化対策に関する具体的な取り組みの協議
- 市民、事業者を対象とした地球温暖化対策に関する具体的な取り組みの普及啓発
- 地球温暖化対策に関する具体的な取り組みの企画運営

### 6.2 計画の進行管理

#### 6.2.1 計画の進行管理手法

環境マネジメントシステムにあわせた進行管理手法を構築します。

計画の実効性を確保するため、計画の浸透を図ることにより各主体の実践行動を促すとともに、「計画(Plan)⇒実行(Do)⇒点検・評価(Check)⇒見直し(Action)」というマネジメントサイクルにより、計画の進捗状況や取組による効果を検証し、必要な見直しの検討を行います。

計画の進捗状況は、毎年、市民に公表し、市民や事業者との情報の共有を図ります。

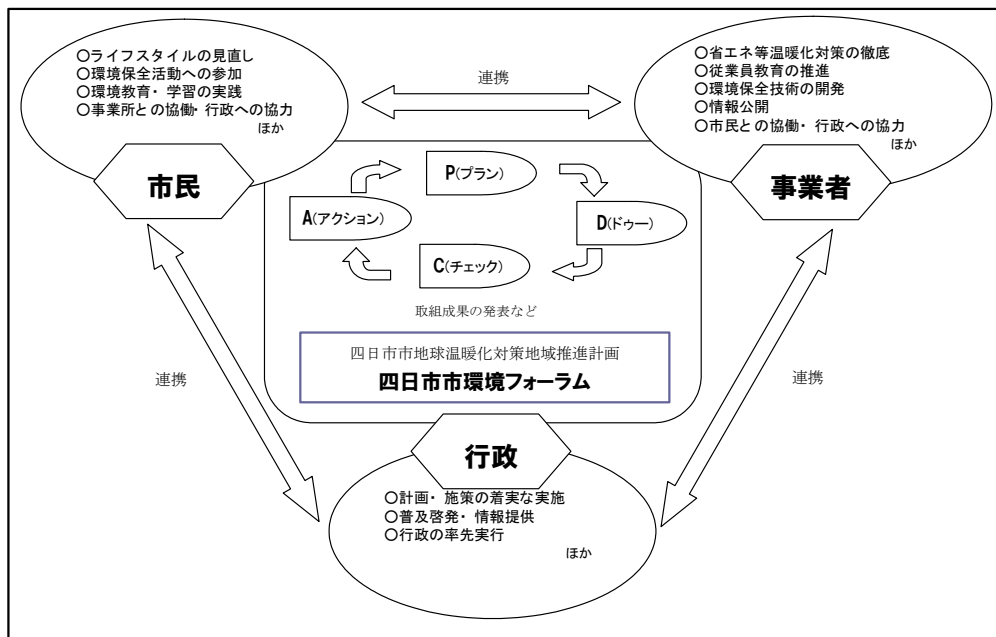


図 6.2-1 計画の進行管理

### 6.2.2 計画の見直し

この計画は、京都議定書第一約束期間の終期と同じく 2012（平成 24）年度までの計画です。

ポスト京都議定書についての考え方をはじめ、進行管理の中で計画の見直しが必要となった場合は、随時計画の見直しを行うものとします。